

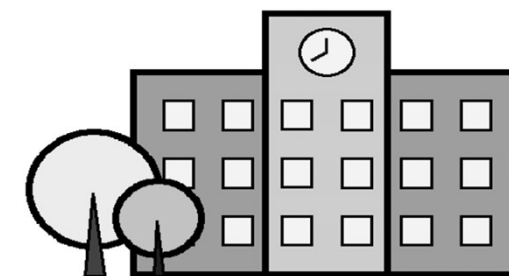


中村小学校

明治5年行余館跡に郷小学校として発足。同年中村小学校と改称。大正4年現在地に移転。昭和47年創立満100周年記念式典。平成25年新校舎落成記念式典。令和4年創立満150周年。
令和7年度は児童数272名、学級数14学級（特別支援学級2）、教職員30名の学校です。

学年別児童数（令和7年4月8日現在）

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	（特支）	合計
児童数	47	51	54	41	38	41	（7）	272
学級数	2	2	2	2	2	2	2	14



主な学校行事

※令和7年4月8日現在の行事予定です。
行事の変更があることをご承知ください。

- 4月 始業式 入学式 全国学力・学習状況調査（6年）
標準学力調査（2～5年） 家庭訪問
参観日・PTA総会 遠足
- 5月 地震・津波避難訓練 体力・運動能力調査 運動会
- 6月 プール開き 参観日・避難訓練（引き渡し訓練）
- 7月 救命救急法講習 ワックス清掃 個人面談
終業式 市民祭へ踊り参加
四万十市・三原村水泳記録会（5・6年）
- 9月 始業式 夏休み作品展 5年宿泊学習 6年修学旅行
- 10月 参観日 四万十市・三原村陸上記録会（5・6年）
児童会役員選挙
- 11月 四万十市・三原村音楽祭（合唱部・6年）
ピットリマラソン大会
- 12月 道徳参観日 高知県学力定着状況調査（4・5年）
個人面談 火災・不審者（隔年）・津波避難訓練
6年中学校体験入学 終業式
- 1月 始業式 標準学力検査（1・2・3・6年）
- 2月 新入生体験入学・入学説明会 なわとび集会
人権教育参観日 中村中校区5・6年授業交流会
児童会役員選挙
- 3月 お別れ遠足 ワックス清掃 卒業式 修了式 離任式

校 時 表

【月・火・木曜】

朝読書・学び 8:15～ 8:30
朝の会 8:30～ 8:40
1校時 8:40～ 9:25
2校時 9:30～10:15
3校時 10:35～11:20
4校時 11:30～12:15
給 食 12:15～12:50
昼休み 12:50～13:20
掃 除 13:20～13:35
ひかりタイム 13:40～13:55
5校時 14:00～14:45
6校時 14:55～15:40
帰りの会 15:40～15:50
下校 16:00

【水曜】

5校時 13:20～14:05
帰りの会 14:05～14:20
下校 14:25

【金曜（委員会・クラブ有 月2～3回程度）】

ひかりタイム 13:20～13:35
5校時 13:35～14:20
6校時 14:30～15:15
帰りの会 15:15～15:25
7校時 15:30～16:15
下校 16:30

【金曜（委員会・クラブ無）】

ひかりタイム 13:20～13:35
5校時 13:35～14:20
6校時 14:30～15:15
帰りの会 15:15～15:25
下校 15:30

学校のきまり（抜粋）

1. 健康安全

- 学校の中では落ち着いて過ごし、ろうかや階段は静かに歩く。
- 2、3階のベランダには出ない。
- 休み時間は外で遊ぶ。雨の日は静かに過ごす。
- 火災報知機や消火器には触らない。
- 自転車通学は3年生以上。
（原則、岩田・田野川・敷地・カツラ山・大川筋・2km以上の校区外）
- エレベーターは使わない。
- 駐車場で遊ばない。駐輪場の場所を守る。

2. きまりある生活にかかわること

- 朝行事は8:15から始まる。
- 登校したら名札をつける。
- 授業開始のチャイムと同時に授業が始められるよう5分前行動。
- 学習に必要なものは持って来ないようにしましょう。授業中は鉛筆を使いましょう。（シャープペンシルやカラーペンは禁止です。）
- 特別教室や資料室には勝手に入らない。
- 物を壊したり傷つけたら正直に届け出る。
- 学級で靴箱の掃除をしよう。（上履きは金曜日に持って帰る）
- 靴箱の靴、トイレのスリッパをそろえよう。
- 手洗い場をいつもきれいにしよう。
- 学期に2回程度水曜日に集団下校を行います。
- 携帯電話の持ち込みは学校長の許可が必要です。（登校後、職員室預かり）
- 下校時刻を守る。（通常 16:00 水曜日 14:25）

3. 校外生活について

- 自転車に乗る時はヘルメットを着用する。
- 量販店には用事が無い時は入らない。
- 子ども同士でゲームセンターに行かない。
- 友だち同士の物品やお金の貸し借りはしない。
- おうちの人がいない家に入って子どもたちだけで遊ばない。
- 下校時や休日の校庭使用時間を守って仲良く遊ぼう。

【◆4月～10月 18:00まで ◆11月～3月 17:00まで】



登下校について

- 自転車通学** 自転車通学は3年生以上。
（原則、岩田・田野川・敷地・カツラ山・大川筋・2km以上の校区外 **※学校長へ申請書の届出が必要です**）
＊3年生時に、自転車安全教室で交通ルールや自転車の正しい乗り方を学びます。

- きまり**
- ・ヘルメットを必ずかぶり、あごひももとめる。
 - ・二人乗り、手放し運転、並列走行など危ない乗り方はしない。

自動車での送迎場所

指定場所以外の学校敷地内への乗り入れ、また学校前の通りへの駐車はお断りしています。
特に**正門前、学童保育「さくら」前には絶対に駐車しないでください。**
（配慮の必要な児童は、特別に職員駐車場で乗降を許可）



学校に連絡したいとき

中村小学校 電話番号 34-1005
(電話がつながる時間帯…7時30分～18時00分)

↑この時間帯以外は留守電（録音機能なし）に切り替わります

学校を休む時、遅刻や早退をする時などは、連絡アプリ「テトル」又は電話で学校に連絡してください。連絡を受けた者が、担任にその旨をお伝えします。できるだけ始業前の8時15分までに連絡をお願いします。

事前にわかっている時は、連絡帳に記入するなどして担任に連絡をしていたるか、「テトル」でお知らせください。

休日（土・日・祝日、代休日）については、電話は終日繋がりません。緊急の場合は、四万十市役所の代表番号（34-1111）にご連絡ください。

学校からの連絡

お子さんがケガをしたり、体調が悪くなった時には、担任または養護教諭がご家庭に連絡します。早退する時には、お迎えをお願いします。

台風や積雪などで始業を遅らせたり休校措置をとる場合は、「テトル」でお知らせします。



学校用品を購入したいとき

教科書・・・「楓書店」(TEL 35-2016)

教科書は無償で給与されますが、万一なくしてしまったら、ご家庭で購入していただくことになります。取扱店は、中村京町の「楓書店」になります。保護者さんから取扱店に直接注文のうえ購入するようにしてください。

体操服・・・指定店「井上スポーツ」 (TEL 34-1215)

学校指定の体操服を買うことができます。

赤白帽の指定はありません。

体育時の服装…上は、指定の体操服。下は、紺のハーフパンツ。

水着・・・指定はありません。

最寄りのお店で購入してください。

水泳帽は、学年ごとに色が決まっています。



R7年度（1年：オレンジ 2年：緑、3年：ピンク、4年：水、5年：赤、6年：黄）

上ばき・・・指定はありません。

最寄りのお店で、白を基本とした上ばきを購入してください。

名札・・・「是澤商店」(TEL 34-2105)

店頭販売価格は1個75円です。

文房具（ノート、鉛筆など）

学校には購買がありません。最寄りのお店で購入してください。
（学年はじめには、学年単位で一括して購入する場合があります）

学校給食

市内小学校では、完全給食を実施しています。本校は、中村南小学校内にある給食センター「スクールミールなかむらみなみ」から届いています。

給食費は、1食あたり340円※です。

※国の交付金を活用するため、実際の保護者負担は1食あたり290円となります。

集金方法…四万十市による口座振替
振替月額…5,000円

お子さんが長期に学校を休む場合は、3日前までの届け出分については、1日単位で欠食の取扱いができますので、学校へお知らせください。

欠食分の給食費の精算は、2月～3月分の給食費集金時に減額調整されます。



災害給付金制度のお知らせ

この制度は、お子さんが学校管理下（通常の経路による登下校も含みます）において事故や災害にあって負傷し、医療機関で治療を受けて、治療に要した費用総額が5,000円以上の場合に、日本スポーツ振興センターより災害給付金が支払われるものです。

学校管理下の負傷の場合は、四万十市の医療費援助やひとり親家庭の医療券より、この日本スポーツ振興センター災害給付金制度が優先しますので、自己負担分の支払いをしてください。

災害給付金は、養護教諭が毎月初めに請求手続きをした後、保護者の方の指定口座に振り込みになります。



諸費の集金について

年間に必要な教材等の代金・PTA会費・図書費の総額を、5月から2月までの期間内に、千円単位の定額での集金と、最終月に端数を集金する形をとらせていただいております。年間の集金総額（予定）については、5月上旬にお知らせします。

集金方法は、原則「口座振替（引落し）」又は「口座振込」での納入をお願いします。現金での集金は行っておりません。金融機関はゆうちょ銀行のみの取扱いです。振替日は毎月10日（5月・2月は20日頃）です。口座振替の手続きについてのお問い合わせは事務担当までお願いします。

*PTA会費・・・月額300円（第3子以降は0円）

*図書費・・・月額50円

就学援助制度のお知らせ

この制度は、子どもたちが安心して楽しい学校生活を送れるように、憲法第26条「教育を受ける権利」や教育基本法第4条「教育の機会均等」などに基づいて、経済的な理由で就学が困難（給食費や学用品費など学習に必要な費用の支払いが困難）な小中学生のご家庭に、四万十市から費用の一部を援助する制度です。

就学援助費の項目と支給額（令和7年度・参考）

①学用品費・・・年額 11,630円

ノートや鉛筆、教材代などの学用品の購入費

②通学用品費（2年生以上）・・・年額 2,270円

通学靴、雨靴、雨傘、帽子、上ばきなど通学用品の購入費

③新入学学用品費（1年生）・・・年額 57,060円

新入学時の学用品、通学用品の購入費

※四万十市在住の方は、入学前に申請し、入学前の3月に支給されます。

（入学前年の10月頃に市教育委員会から手続きについての案内があります）

④校外活動費（泊あり）・・・上限額 3,690円

宿泊を伴う校外活動における交通費・見学科

⑤校外活動費（泊なし）・・・上限額 1,600円

宿泊を伴わない校外活動における交通費・見学科

⑥修学旅行費・・・実費（おこづかいを含みません）

⑦学校給食費・・・給食費全額（無料になります）

⑧医療費・・・治療費の3割（自己負担分）生活保護家庭は全額

学校指定病（虫歯・中耳炎・結膜炎・アデノイド・寄生虫など）の治療費で、学校が医療券を発行したもの

☆手続きは

・年度始めに、全てのご家庭に対して申請のお知らせを配布します。申請方法は「申請書（紙面）の提出」と「電子申請(スマートフォンから申請可能)」の二通りがあります。
希望するご家庭は、お知らせする期限までに申請してください。

・年度途中でも家庭の状況により援助が必要になった場合は、申請ができますのでお申し出ください。

・家庭（世帯）の状況と収入等を基に、四万十市教育委員会が審査し、認定します。



☆お問い合わせ

下記へご連絡ください。

学校の事務担当者 34-1005
四万十市教育委員会 34-5445